

第2次加須市建築物耐震化計画

(令和8年度～令和12年度)

第1編 第4次加須市建築物耐震改修促進計画

第2編 第2次加須市市有建築物耐震化計画



令和8年3月

加 須 市

はじめに

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、建築物の耐震化を促進し、地震による被害を最小限に抑える必要があります。

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を教訓とし、平成7年10月に建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が施行され、耐震化を促進し、建築物の安全性の向上を図る取り組みが重ねられてきました。

市では、平成18年に示された国の基本方針に沿って、平成19年に埼玉県建築物耐震改修促進計画が定められたことを受け、平成22年に加須市建築物耐震改修促進計画を策定し、「昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準」で建築された住宅、多数の者が利用する建築物（市有建築物、民間建築物）等の耐震化を促進してきました。

また、市有建築物については、令和3年に加須市市有建築物耐震化計画を策定し、文部科学省の耐震化の基準を参考とし、計画的に耐震化を図る旧耐震基準の対象建築物を定め、全ての対象建築物の耐震診断を完了すると共に、耐震診断により補強を要すると判定された建築物の耐震化を計画的に図ってきました。

本計画は、これまで市が進めてきた建築物の耐震化の取り組みを「第1編 第4次加須市建築物耐震改修促進計画」「第2編 第2次加須市市有建築物耐震化計画」とし、「加須市建築物耐震化計画」として取りまとめることで、総合的に建築物の耐震化を図ることを目的としています。

第2次加須市建築物耐震化計画

第1編 第4次加須市建築物耐震改修促進計画

(対象建築物の基準)
法で定める建築物で、旧耐震基準の建築物

- ・居住世帯のある住宅
- ・法第14条第1号及び同法施行令第6条の用途・規模の建築物
- ・法附則第3条第1項の建築物

(対象建築物)

- ・住宅（6, 137戸）
- ・多数の者が利用する建築物
市有建築物（26棟）
民間建築物（13棟）
- ・耐震診断義務化建築物
要緊急安全確認大規模建築物（7棟）
要安全確認計画記載建築物（0棟）

*新耐震基準の建築物を含めた総数

- ・住宅（44, 583戸）
- ・多数の者が利用する建築物
市有建築物（71棟）
民間建築物（130棟）

第2編 第2次加須市市有建築物耐震化計画

(対象建築物の基準)
文部科学省の耐震化の基準を参考とし、計画的に耐震化を図ると定めた旧耐震基準の市有建築物

基準1

○規模

- ・非木造：2階建以上、又は200㎡超
- ・木造：3階建以上、又は500㎡超

○用途

- ・多数の者が日常的に利用する建築物や行政サービスの基盤となる建築物

基準2

○用途

- ・基準1の「規模」を満たさない建築物のうち特に耐震化が必要な建築物

(対象建築物)

- ・市有建築物（59棟）

*新耐震基準の建築物を含めた総数

- ・市有建築物（180棟）

第1編 第4次加須市建築物耐震改修促進計画

(耐震改修促進法に基づく計画)

目 次

第1章 総則

1	目的	1
2	背景	1
3	計画の位置付け	2
4	計画期間	3
5	対象建築物	3

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1	被害想定	5
2	建築物の耐震化の現状	5
3	建築物の耐震化の目標	9

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1	取組方針	10
2	耐震化を促進するための施策	10
3	計画を推進するための体制	11

第4章 その他の耐震化の促進に必要な取組み

1	緊急輸送道路に接する建築物への取組み	14
2	国の基本方針に基づくその他の安全対策への取組み	14

第2編

 第2次加須市市有建築物耐震化計画

目 次

第1章 総則

1 目的	1 6
2 計画の位置付け	1 6
3 計画期間	1 6
4 対象建築物	1 7

第2章 市有建築物の耐震化

1 耐震化の方針	1 9
2 耐震化の方策	1 9
3 耐震化の目標	2 3
4 耐震化の体制	2 3

第 1 編 第 4 次加須市建築物耐震改修促進計画
(耐震改修促進法に基づく計画)

第1章 総則

1 目的

地震による建築物の倒壊等の被害から市民の生命、身体及び財産を保護するためには、建築物の耐震化を促進し、地震による被害を最小限に抑える必要があります。

建築物の耐震化については、法に基づく国の基本方針が示されると共に、埼玉県建築物耐震改修促進計画が定められています。

本計画は、法第6条第1項の規定により、埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づいて策定するものであり、「昭和56年5月31日以前のいわゆる旧耐震基準」により建築された建築物の耐震化を促進し、地震による被害を最小限に抑えることを目的としています。

2 背景

本計画の策定等に至る主な経緯は表1のとおりです。

表1 建築物の耐震化の主な経緯

年月	事項	内容
昭和56年6月	建築基準法改正	中規模の地震に対してほとんど損傷しないことの検証や、大規模な地震に対して倒壊・崩壊しないことを検証する新耐震基準の導入
平成7年1月	平成7年兵庫県南部地震 (阪神・淡路大震災)	最大震度7 死者・行方不明者6,437人 旧耐震基準の建物に大きな被害が発生
平成7年10月	耐震改修促進法制定	
平成12年6月	建築基準法改正	木造住宅の接合部の仕様を明示
平成16年10月	平成16年新潟県中越地震	最大震度7 死者68人
平成18年1月	耐震改修促進法改正 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「国の基本方針」という)の告示	
平成19年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 県有100%、市町村有99%、民間90%
平成22年10月	加須市建築物耐震改修促進計画策定	平成27年度までの耐震化率の目標 住宅90% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間98%
平成23年3月	平成23年東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災)	最大震度7 死者19,729人、行方不明者2,559人
平成25年10月	国の基本方針の改正	令和2年までに住宅の耐震化率95%の目標を明示
平成25年11月	耐震改修促進法改正	大規模な建築物の耐震診断の義務化など、耐震化の促進に向けた取組を強化
平成27年3月	首都直下地震緊急対策推進基本計画閣議決定	令和2年までに住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率95%の目標を明示
平成28年3月	国の基本方針の改正	令和7年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示

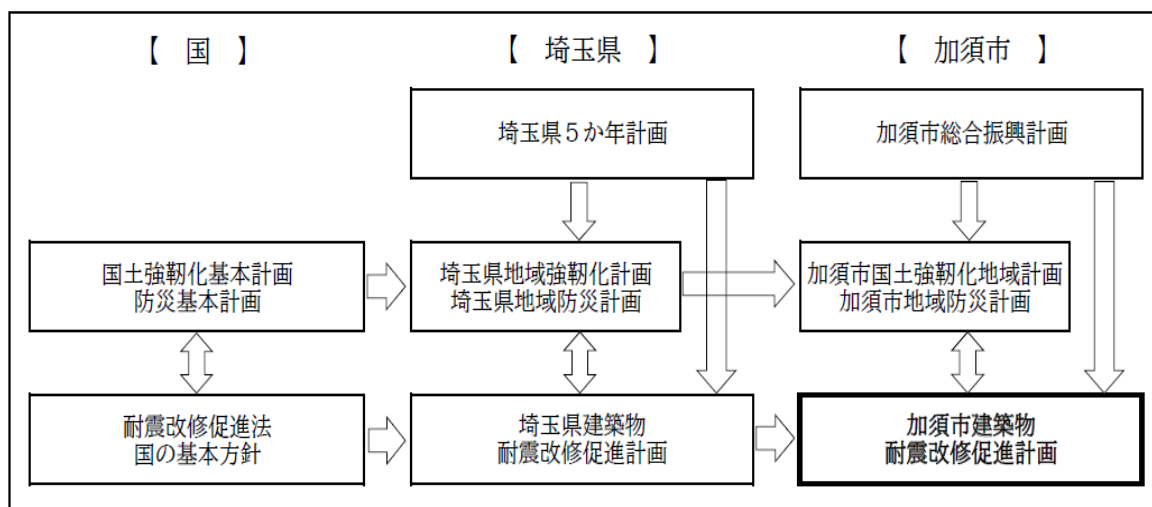
平成28年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間95% (県有は100%耐震化済(移転解体等計画が決定したものを含む))
平成28年3月	第2次加須市建築物耐震改修促進計画策定	令和2年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間98%
平成28年4月	平成28年熊本地震	最大震度7(2回記録) 死者273人 平成12年5月31日以前に建築された住宅にも倒壊被害が発生
平成30年6月	大阪府北部の地震	最大震度6弱 死者4人(うちブロック塀崩落により2人死亡)
平成30年12月	国の基本方針の改正	令和7年を目途に耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
平成31年1月	耐震改修促進法施行令改正	避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について診断義務付けなど、耐震化の促進に向けた取組を強化
令和元年7月	埼玉県建築物耐震改修促進計画一部改定	耐震診断を義務付ける道路を指定
令和3年3月	埼玉県建築物耐震改修促進計画改定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅95% 耐震診断義務化建築物 おおむね解消 多数の者が利用する建築物 市町村有100%、民間 おおむね解消
令和3年3月	第3次加須市建築物耐震改修促進計画策定	令和7年度までの耐震化率の目標 住宅95% 多数の者が利用する建築物 市有100%、民間 おおむね解消
令和3年12月	国の基本方針の改正	令和12年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 令和7年までに耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物をおおむね解消とする目標を明示
令和6年1月	令和6年能登半島地震	最大震度7 死者592人 平成12年5月31日以前に新耐震基準により建築された住宅にも倒壊被害が発生
令和7年7月	国の基本方針の改正	令和17年までに耐震性が不十分な住宅をおおむね解消とする目標を明示 耐震性が不十分な診断義務付け対象建築物のうち要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、要安全確認計画記載建築物については早期におおむね解消する目標を明示

3 計画の位置付け

本計画は、国の基本方針、埼玉県建築物耐震改修促進計画に基づくとともに、加須市総合振興計画を上位計画とし、加須市国土強靱化地域計画、加須市地域防災計画と整合を図るものとします。

計画の推進では、市と埼玉県の役割分担を前提とし、市は住宅、及び多数の者が利用する建築物(市有建築物)の耐震化を主体的に推進し、埼玉県が主体的に推進する耐震診断義務化建築物、及び多数の者が利用する建築物(民間建築物)の耐震化の支援を行います。

図1 加須市建築物耐震改修促進計画の位置付け



4 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、耐震化の状況や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

5 対象建築物

対象建築物は、旧耐震基準により建築された以下の建築物とします。

《Ⓐ：市の役割分担、Ⓑ：県の役割分担》

(1) 住宅 Ⓐ

住宅のうち、居住世帯のある住宅。

(2) 多数の者が利用する建築物（市有建築物Ⓐ、民間建築物Ⓑ）

法第14条第1号及び同法施行令第6条に規定された用途・規模の建築物。表2のとおり。

(3) 耐震診断義務化建築物 Ⓑ

- ・要緊急安全確認大規模建築物・・・法附則第3条第1項に規定される建築物。表2のとおり。
- ・要安全確認計画記載建築物・・・法第7条に規定される建築物。

耐震診断を義務付ける路線（義務付け路線）に東北自動車道が指定されていますが、市内に当該路線を閉塞する恐れのある建築物は存在しないことから、本計画での取り扱いはありません。

(参考) 義務付け路線

平成30年7月に「九都県市緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けた連携協議会」(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市の4都県と5政令市)は緊急輸送道路の広域ネットワークを形成するため、沿道建築物の耐震化に連携して取り組む「連携路線」を選定しました。埼玉県では、この連携路線からさいたま市を除く区間を耐震診断を義務付ける路線として指定しています。

* 要緊急安全確認大規模建築物のうち、市有建築物については市が主体的に耐震化を促進します。

表2 多数の者が利用する建築物及び耐震診断義務化建築物(要緊急安全確認大規模建築物)

分類	用途	規模	
		多数の者が利用する建築物	要緊急安全確認大規模建築物
学校	幼稚園、幼保連携型認定こども園(※)	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
	小学校等(小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校)	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ3,000㎡以上
	学校(小学校等以外の学校)		—
病院・診療所	病院、診療所		—
劇場・集会場等	劇場、集会場、観覧場、映画館、演芸場、公会堂		—
店舗等	展示場	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		
	遊技場		
	公衆浴場		
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの		
	卸売市場		
ホテル・旅館等	ホテル、旅館		3階以上かつ5,000㎡以上
賃貸共同住宅等	賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿		—
社会福祉施設等	保育所、幼保連携型認定こども園(※)	2階以上かつ500㎡以上	2階以上かつ1,500㎡以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	2階以上かつ1,000㎡以上	2階以上かつ5,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの		
消防庁舎	消防署その他これらに類する公益上必要な建築物	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
その他一般庁舎	保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物(不特定かつ多数の者が利用するものに限る)		—
その他	体育館	1階以上かつ1,000㎡以上	1階以上かつ5,000㎡以上 (一般の公共の用に供されるものに限る)
	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3階以上かつ1,000㎡以上	3階以上かつ5,000㎡以上
	博物館、美術館、図書館		
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		
	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		
	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設		
	事務所		
	工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)		
一定以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る)	—		

※ 本計画において幼保連携型認定こども園は、施設の状況に応じていずれかの用途に分類している

第2章 建築物の耐震化の現状と目標

1 被害想定

本市の地震による建築物の被害想定は、埼玉県地震被害想定調査（平成24・25年度）より表3のとおりです。

表3 市の地震による建築物の被害想定

想定地震			震度 予測	発生確率	揺れ+液状化による被害			
					全壊		半壊	
					棟数	率	棟数	率
東京湾北部地震			5強	70%	23	0.04%	49	0.08%
茨城県南部地震			6弱	70%	383	0.6%	955	1.5%
綾瀬川断層地震 (関東平野北西縁 断層帯地震)	破壊 開始 点	北	6強	0.008%	571	0.9%	3,291	5.3%
		中央	6強	0.008%	458	0.7%	2,745	4.4%
		南	6強	0.008%	493	0.8%	2,825	4.6%

※ 被害想定調査時点（平成26年3月 建物全棟数：61,915棟）における今後30年以内に南関東地域で発生が想定されるM7級の地震

2 建築物の耐震化の現状

(1) 国、埼玉県の耐震化率の推移

国の耐震化率の推移は表4、埼玉県の耐震化率の推移は表5のとおりです。

表4 国の耐震化率の推移

対象建築物	平成30年	令和5年
住宅 ※1	87%	90%
多数の者が利用する建築物	89%	※2
耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)	※2	92.5%

※1 住宅・土地統計調査（総務省）に基づく推計値

※2 国は令和2年に耐震化目標の対象を「多数の者が利用する建築物」から「耐震診断義務化建築物」に変更したことから算出していない。

表5 埼玉県の耐震化率の推移

対象建築物	平成30年度	令和5年度	令和6年度
住宅 ※1	90.7%	92.6%	93.2%
多数の者が利用する建築物 ※2	94.3%	96.2%	96.4%
耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)	93.0%	96.9%	97.3%

※1 住宅・土地統計調査（総務省）に基づく推計値

※2 県有建築物、市町村有建築物及び民間建築物の合算値

(2) 市の耐震化率の推移

住宅、多数の者が利用する建築物（市有建築物※）、多数の者が利用する建築物（民間建築物※）、耐震診断義務化建築物（要緊急安全確認大規模建築物）の耐震化率の推移は次のとおりです。

※表2の対象規模を参照

1 住宅 ㊦

住宅の耐震化率の推移は表6のとおりです。

住宅については、耐震診断と耐震改修の補助制度の創設、市職員による無料簡易耐震診断の実施、イベント等における耐震相談会の開催などにより、耐震化の促進を図っています。

表6 住宅の耐震化率の推移

年月日	旧耐震基準の住宅数			新耐震基準 の住宅数	合計	耐震化率
	耐震性		d			
	不十分	あり				
a	b	c	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)		
平成30年10月1日	9,129	5,623	3,506	32,781	41,910	86.6%
令和5年10月1日	7,124	4,286	2,838	37,356	44,480	90.4%
令和7年3月31日	6,137	3,655	2,482	38,446	44,583	91.8%

※ 住宅・土地統計調査（総務省）に基づく推計値

2-1 多数の者が利用する建築物（市有建築物） ㊦

多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化率の推移は表7、用途別の耐震化率（令和6年度）は表8のとおりです。

表7 多数の者が利用する建築物（市有建築物）の耐震化率の推移

年月日	旧耐震基準の棟数			新耐震基準 の棟数	合計	耐震化率
	耐震性		d			
	不十分	あり				
a	b	c	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)		
令和3年3月31日	26	2	24	45	71	97.2%
令和7年3月31日	26	2	24	45	71	97.2%

表8 市有建築物の用途別の耐震化率（令和6年度）

用途	旧耐震基準の棟数			新耐震基準 の棟数	合計	耐震化率	備考
	耐震性 不十分	耐震性 あり					
	a	b	c				
	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)	(耐震性不十分)			
学校	19	0	19	32	51	100%	
病院・診療所	0	0	0	0	0	—	
劇場・集会場等	0	0	0	3	3	100%	
店舗等	0	0	0	0	0	—	
ホテル・旅館等	0	0	0	0	0	—	
賃貸共同住宅等	0	0	0	7	7	100%	
社会福祉施設等	2	1	1	0	2	50%	第一保育所
消防庁舎	0	0	0	0	0	—	
その他一般庁舎	1	0	1	2	3	100%	
その他	4	1	3	1	5	80%	北川辺体育館
合計	26	2	24	45	71	97.2%	

2-2 多数の者が利用する建築物（民間建築物） ㊦

多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化率の推移は表9、用途別の耐震化率は表10のとおりです。

多数の者が利用する建築物（民間建築物）については、埼玉県と連携し、所有者等へ耐震化の働きかけを行うなど、耐震化の促進に努めています。

表9 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の耐震化率の推移

年月日	旧耐震基準の棟数			新耐震基準 の棟数	合計	耐震化率
	耐震性 不十分	耐震性 あり				
	a	b	c			
	d	e(=a+d)	f(=(c+d)/e)			
令和3年3月31日	15	4	11	113	128	96.9%
令和7年3月31日	13	3	10	117	130	97.7%

表 1 0 多数の者が利用する建築物（民間建築物）の用途別の耐震化率（令和 6 年度）

用 途	耐震化率
学校	100%
病院・診療所	100%
劇場・集会場等	100%
店舗等	50%
ホテル・旅館等	100%
賃貸共同住宅等	85.7%
社会福祉施設等	100%
その他	98.4%
合 計	97.7%

3 耐震診断義務化建築物（要緊急安全確認大規模建築物）

耐震診断義務化建築物のうち、要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率は表 1 1 のとおりです。

要緊急安全確認大規模建築物の建物用途は、市有建築物と民間建築物の全てが学校であり、耐震化率は 1 0 0 % で、本市では耐震化が完了しています。

また、要安全確認計画記載建築物については、本市では対象建築物はありません。

表 1 1 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化率の推移

年月日	旧耐震基準の棟数			耐震化率 f=a/c	
		耐震性 不十分	耐震性 あり		
	a	b	C		
令和3年3月31日	市有	6	0	6	100%
	民間	1	0	1	100%
	計	7	0	7	100%
令和7年3月31日	市有	6	0	6	100%
	民間	1	0	1	100%
	計	7	0	7	100%

3 建築物の耐震化の目標

(1) 国、埼玉県の耐震化の目標

国の耐震化の目標は表 1 2、埼玉県の耐震化の目標は表 1 3 のとおりです。

表 1 2 国の耐震化の目標

対象建築物	令和 7 年	令和 12 年	直近の実績 令和 5 年
住 宅	おおむね解消	おおむね解消	90.0%
多数の者が利用する建築物	—※1	—※1	—
耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)	おおむね解消	おおむね解消	92.5%

※1 所管省庁ごとに目標を公表していることから法に基づく目標を定めていない

表 1 3 埼玉県の耐震化の目標

対象建築物		令和 7 年度	令和 12 年度	直近の実績 令和 6 年度
住 宅		95%	95%	93.2%
多数の者が利用する 建築物	市町村有	100%	100%	98.5%
	民間	おおむね解消	おおむね解消	95.6%
耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)		おおむね解消	おおむね解消	97.3%

(2) 市の耐震化の目標

市の計画は、法第 6 条第 1 項により埼玉県の建築物耐震改修促進計画に基づくこととされていることから、県計画との整合を図ると共に、市の耐震化率の推移を勘案し、計画最終年度（令和 1 2 年度）における耐震化率の目標を表 1 4 のとおりとします。

表 1 4 市の耐震化率の目標

対象建築物		令和 7 年度	令和 12 年度	直近の実績 令和 6 年度
住 宅		95%	95%	91.8%
多数の者が利用する 建築物	市有	100%	100%	97.2%
	民間	おおむね解消	おおむね解消	97.7%
耐震診断義務化建築物 (要緊急安全確認大規模建築物)		—（解消済）	—（解消済）	100%

第3章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 取組方針

国の基本方針では、国、地方公共団体、所有者等の役割分担として、まずは所有者等が防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠であるとしており、国と地方公共団体はこうした取組を支援する観点から、所有者等が耐震化を行いやすい環境整備や負担軽減制度等の施策を講じるとしています。

このため、市は国、埼玉県と連携しながら、耐震化の啓発、情報提供、負担軽減制度等の施策を実施し、所有者等を支援することで住宅を含めた民間施設の耐震化を促進します。また、市有建築物についても計画的に耐震化を進めます。

2 耐震化を促進するための施策

(1) 住宅に対する施策 ⑤

住宅の耐震化は、市民生活の中で最も基本となるものです。市では耐震化の啓発、情報提供、負担軽減の支援等による所有者等への働きかけにより、耐震化を促進します。

1 耐震化の情報発信

ホームページ、広報誌、国、埼玉県のリーフレット等を活用した情報発信を継続的に行い、所有者等に対する耐震化の働きかけを行います。

2 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、啓発、情報提供を継続的に行います。

(受付内容)

- ・耐震診断及び耐震改修の負担軽減制度（補助）
- ・耐震改修に関する税控除
- ・市職員による無料簡易耐震診断
- ・耐震改修工法や概算コスト
- ・その他の耐震化に関すること

3 各種イベント会場における耐震相談会の開催

各種イベント会場に出張し、啓発、情報提供を行います。

4 負担軽減制度（補助）

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に要する費用の一部を補助します。

(2) 多数の者が利用する建築物に対する施策（市有建築物㊦、民間建築物㊧）

多数の者が利用する建築物の耐震化は、市と埼玉県との役割分担を前提とし、市有建築物については市が主体的に促進します。民間建築物については埼玉県が主体的に推進し、市はその支援を行います。

1 市有建築物 ㊦

市有建築物については、第2編加須市市有建築物耐震化計画に基づき、耐震化を促進します。

2 民間建築物 ㊧

民間建築物については、市民生活に密接に関連する建築物であることから、埼玉県と連携しながら、埼玉県が実施する施策を支援します。

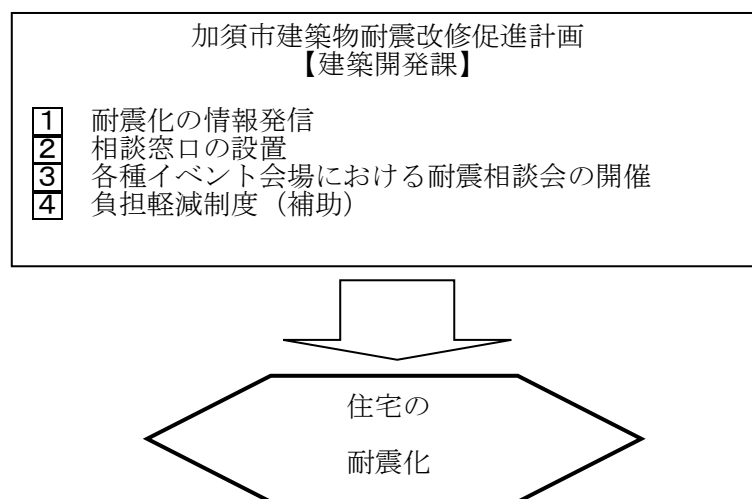
（県の耐震化を促進するための制度）

- ・ 埼玉県民間建築物耐震改修補助制度
- ・ 耐震化融資制度
- ・ 埼玉県耐震サポーター登録制度

3 計画を推進するための体制

(1) 住宅に対する体制 ㊦

住宅の耐震化を促進するための体制は次のとおりです。市が主体的に各施策を実施し、耐震化を促進します。

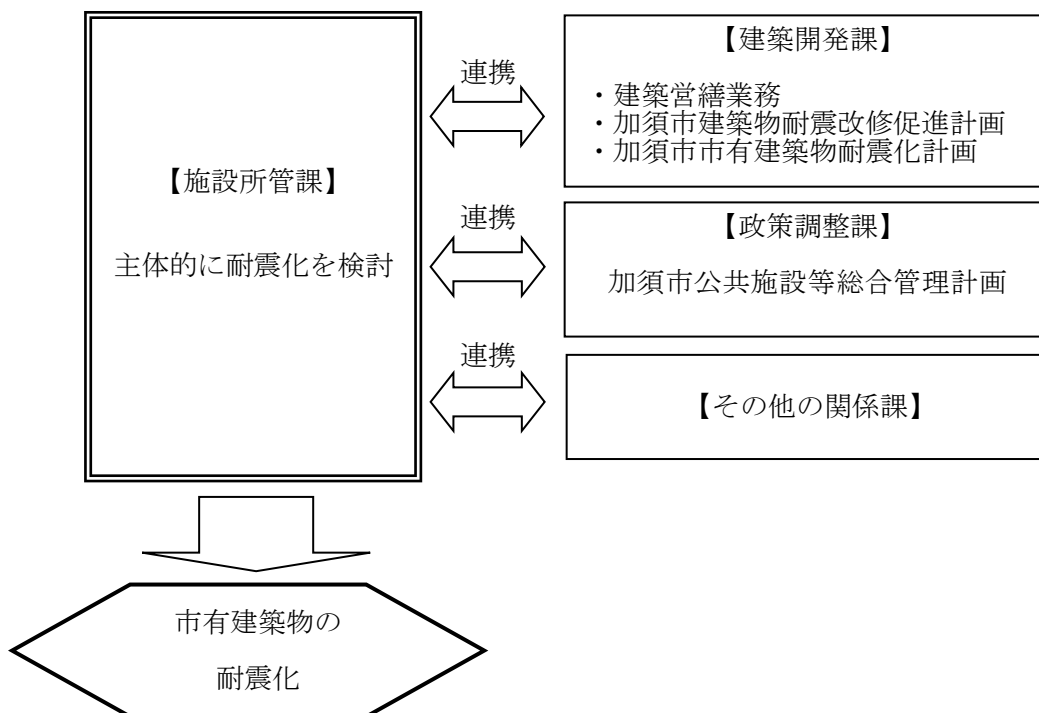


(2) 多数の者が利用する建築物に対する体制（市有建築物④、民間建築物⑤）

多数の者が利用する建築物の耐震化を促進するための体制は、市有建築物、及び民間建築物について、それぞれ次のとおりです。

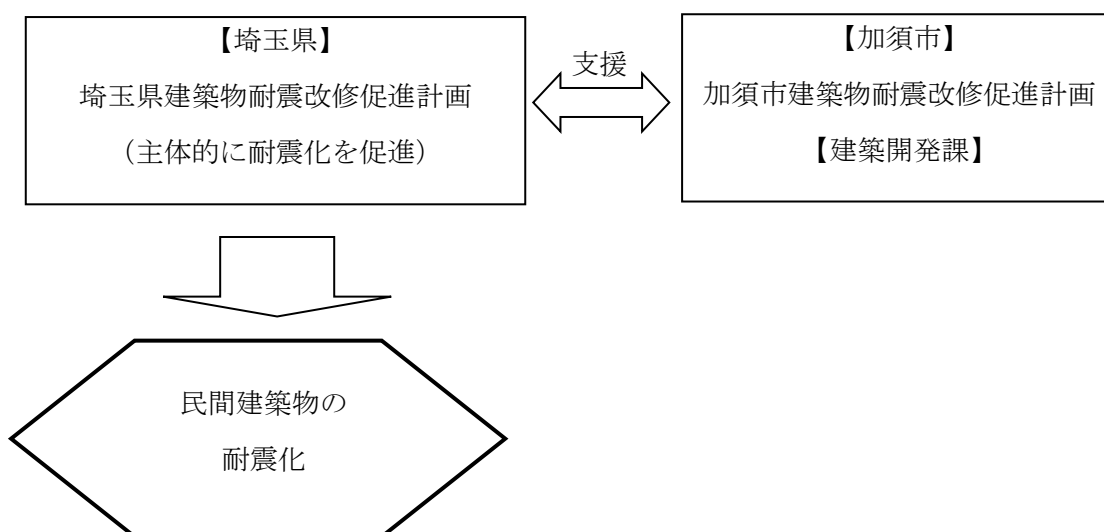
1 市有建築物 ④

第2編加須市市有建築物耐震化計画に基づき、耐震化を促進します。



2 民間建築物 ⑤

民間建築物については、市と埼玉県の役割分担により、埼玉県が主体的に実施する施策を支援します。



(3) 広域的な体制

埼玉県、市町村及び建築関連団体で構成される「彩の国既存建築物地震対策協議会」を活用し、会員相互が連携して耐震化の促進を図ります。

彩の国既存建築物地震対策協議会（令和7年4月時点）

75会員（埼玉県、63市町村（県内全市町村）、及び11建築関係団体

建築関係団体（11団体）

- ・ 一般社団法人埼玉建築士会
- ・ 一般社団法人埼玉県建築士事務所協会
- ・ 一般財団法人埼玉県建築安全協会
- ・ 一般社団法人埼玉建築設計監理協会
- ・ 一般社団法人埼玉県建設業協会
- ・ 一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・ 公益財団法人埼玉県住宅センター
- ・ 埼玉土建一般労働組合
- ・ 建設埼玉
- ・ 埼玉県住まいづくり協議会
- ・ 一般財団法人さいたま住宅検査センター
- ・ 関東甲信越支部 埼玉サテライト（JSCA埼玉）

第4章 その他の耐震化の促進に必要な取組み

1 緊急輸送道路に接する建築物への取組み

市、埼玉県 of 緊急輸送道路に接する建築物への取組は次のとおりです。

緊急輸送道路に接する建築物 ㊦㊧（道路公園課・建築開発課・治水課）

緊急輸送道路は、震災時の緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、接する建築物の倒壊等による閉塞等を防止しなければなりません。このため、所有者等に対して埼玉県と連携して啓発や情報提供等を行い、耐震化を促進します。

- ・ 加須市指定緊急輸送道路（加須市地域防災計画）
- ・ 埼玉県指定緊急輸送道路（埼玉県地域防災計画）

2 国の基本方針に基づくその他の安全対策への取組み

国の基本方針に基づくその他の安全対策の取組みは次のとおりです。

1 ブロック塀等の倒壊防止対策 ㊦（建築開発課）

建築基準法に適合しない塀や老朽化した塀は、地震による倒壊により、人的被害や道路閉塞等の被害を生ずる危険があります。このため、所有者等に対する啓発、情報提供等の支援を行い、倒壊防止を促進します。

2 窓ガラス、天井、外壁、看板等の非構造部材の落下防止対策 ㊦（建築開発課）

震災時には窓ガラス、天井、外壁、看板等が落下し、人的被害や道路閉塞等の被害が想定されます。このため、所有者等に落下対象物の調査や落下防止対策の啓発、情報提供等の支援を行い、落下防止を促進します。

3 新耐震基準（平成12年5月31日以前）の木造住宅への対応 ㊦（建築開発課）

平成28年4月に発生した平成28年熊本地震及び令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震では平成12年5月31日以前の新耐震基準で建築された住宅の倒壊等の被害が確認されました。このため、新耐震基準の既存耐震不適格建築物（法第5条第3項第1号に規定される地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの）の耐震化についての啓発、情報提供等の支援を行い、平成12年5月31日以前の新耐震基準で建築された住宅の耐震化を促進します。

4 高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の融資制度 ㊦㊧（建築開発課）

埼玉県及び市町村は適切な役割分担のもと、高齢者世帯の住宅の耐震化を促進するため、地域の実情に応じ、高齢者向けリバースモーゲージ型住宅ローン等の耐震改修に関する融資制度の普及に努めます。

5 地震ハザードマップによる啓発、情報提供 ㊦（危機管理防災課）

地震ハザードマップを活用し、発生の恐れのある地震の概要（震度分布、液化危険度）、避難施設、平時からの備えや震災時の対応などの情報提供を行い、震災対応の啓発を行います。

第 2 編 第 2 次加須市市有建築物耐震化計画

第1章 総則

1 目的

地震による市有建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、震災時の災害活動拠点や避難所を確保し、市民生活に必要な行政サービスを継続的に提供するためには、計画的に耐震化を図る必要があります。

市では、平成7年の阪神・淡路大震災を受け、市有建築物の耐震化に本格的に着手し、学校施設を優先して耐震化を実施してきました。また、平成21、22年度には文部科学省の耐震化の基準を参考とし、計画的に耐震化を図る旧耐震基準の対象建築物を定め、全ての耐震診断を完了するとともに、耐震診断により補強を要すると判定された対象建築物の耐震化を計画的に図ってきました。

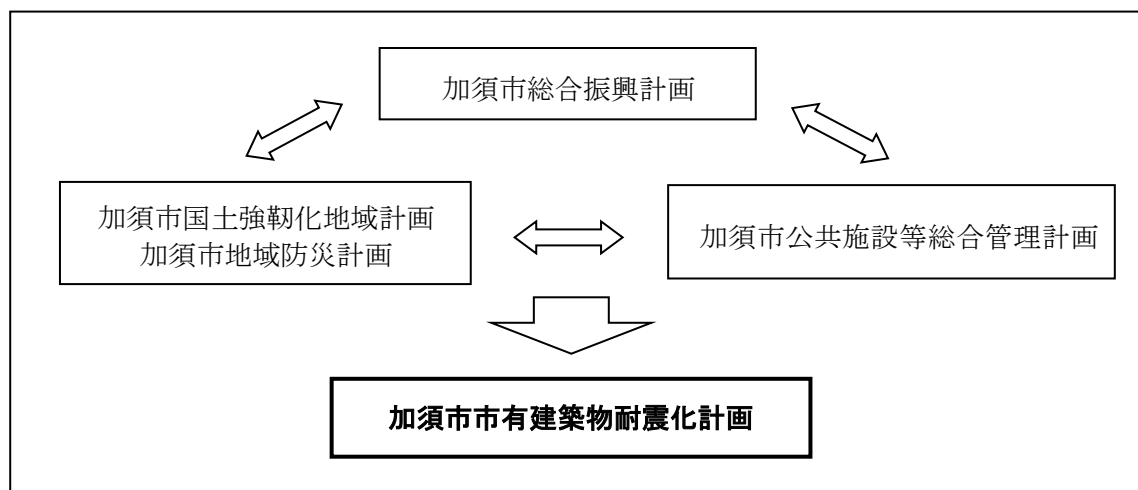
そして、令和7年度末の対象建築物のうち耐震化が完了していない建築物は、令和3年3月に策定した第1次加須市市有建築物耐震化計画時の15棟から2棟減り、13棟となっています。

本計画は、対象建築物のうち耐震化が完了していない建築物（13棟）について、公共施設の適正配置等の視点を交え、総合的な観点から計画的に耐震化を図ることを目的としています。

2 計画の位置付け

本計画は、加須市総合振興計画、加須市国土強靱化地域計画、加須市地域防災計画、加須市公共施設等総合管理計画と整合を図るものとします。

図1 市有建築物耐震化計画の位置付け



3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。なお、耐震化の状況や社会情勢の変化等を考慮し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

4 対象建築物

対象建築物は、旧耐震基準により建築された次の基準に該当する建築物とします。

【対象建築物の基準】

(基準1)

○規模

- ・非木造 : 2階以上、又は200㎡を超えるもの
- ・木造 : 3階以上、又は500㎡を超えるもの

○用途

多数の者が日常的に利用する建築物や行政サービスの基盤となる建築物

- ・子ども達が利用する施設：保育所、幼稚園、小学校、中学校、児童館など
- ・不特定多数が利用する施設：文化学習施設、集会場、健康福祉施設、産業関連施設、体育施設、図書館など
- ・行政サービスの基盤施設：本庁舎、支所庁舎、クリーンセンター、防災倉庫など

(基準2)

○用途

- ・基準1の「規模」を満たさない建築物のうち、子ども達が利用する施設や不特定多数が利用する施設などで、特に耐震化が必要な建築物

【対象建築物】

基準1に該当する建築物

(棟)

年月	旧耐震基準			計	新耐震基準	合計	耐震化率
	診断の結果 耐震性あり	診断の結果 耐震性不十分					
		耐震化済	耐震化未				
令和3年3月	13	33	13	59	113	172	92.4%
令和8年3月	12	33	11	56	112	168	93.5%

基準2に該当する建築物

(棟)

年月	旧耐震基準			計	新耐震基準	合計	耐震化率
	診断の結果 耐震性あり	診断の結果 耐震性不十分					
		耐震化済	耐震化未				
令和3年3月	1	0	2	3	8	11	81.8%
令和8年3月	1	0	2	3	9	12	83.3%

対象建築物（基準1＋基準2に該当する建築物）

（棟）

年月	旧耐震基準			計	新耐震基準	合計	耐震化率
	診断の結果 耐震性あり	診断の結果 耐震性不十分					
		耐震化済	耐震化未				
令和3年3月	14	33	15	62	121	183	91.8%
令和8年3月	13	33	13	59	121	180	92.8%

計画的に耐震化を図る建築物一覧（13棟）

No.	施設名称	用途	建築年度	延床面積 (m ²)	構造
1	第一保育所	保育所	1969、1971	539.79	木造2階
2	第四保育所	保育所	1978	369.33	木造1階
3	加須児童館	児童館	1979	410.36	鉄骨造2階
4	大利根子育て支援センター	子育て施設	1978	793.69	鉄骨造1階
5	南篠崎コミュニティセンター	集会場	1980	859.60	RC造2階
6	高柳コミュニティセンター	集会場	1978	368.06	木造1階
7	志多見コミュニティセンター	集会場	1980	276.77	鉄骨造2階
8	礼羽コミュニティセンター	集会場	1978	431.30	鉄骨造2階
9	大越コミュニティセンター	集会場	1975	400.95	鉄骨造2階
10	水深コミュニティセンター	集会場	1980	438.50	鉄骨造2階
11	樋遣川コミュニティセンター	集会場	1980	440.02	鉄骨造2階
12	大桑コミュニティセンター	集会場	1979	425.20	鉄骨造2階
13	北川辺体育館	体育施設	1978	1,982.20	RC鉄骨2階

第2章 市有建築物の耐震化

1 耐震化の方針

市有建築物の耐震化は可能な限り早期に完了する必要がありますが、全てを同時に実施することは多額の費用を要することなどから現実的には難しい状況です。

このため、耐震化の方針を次のとおり定め、計画的に耐震化を図ります。

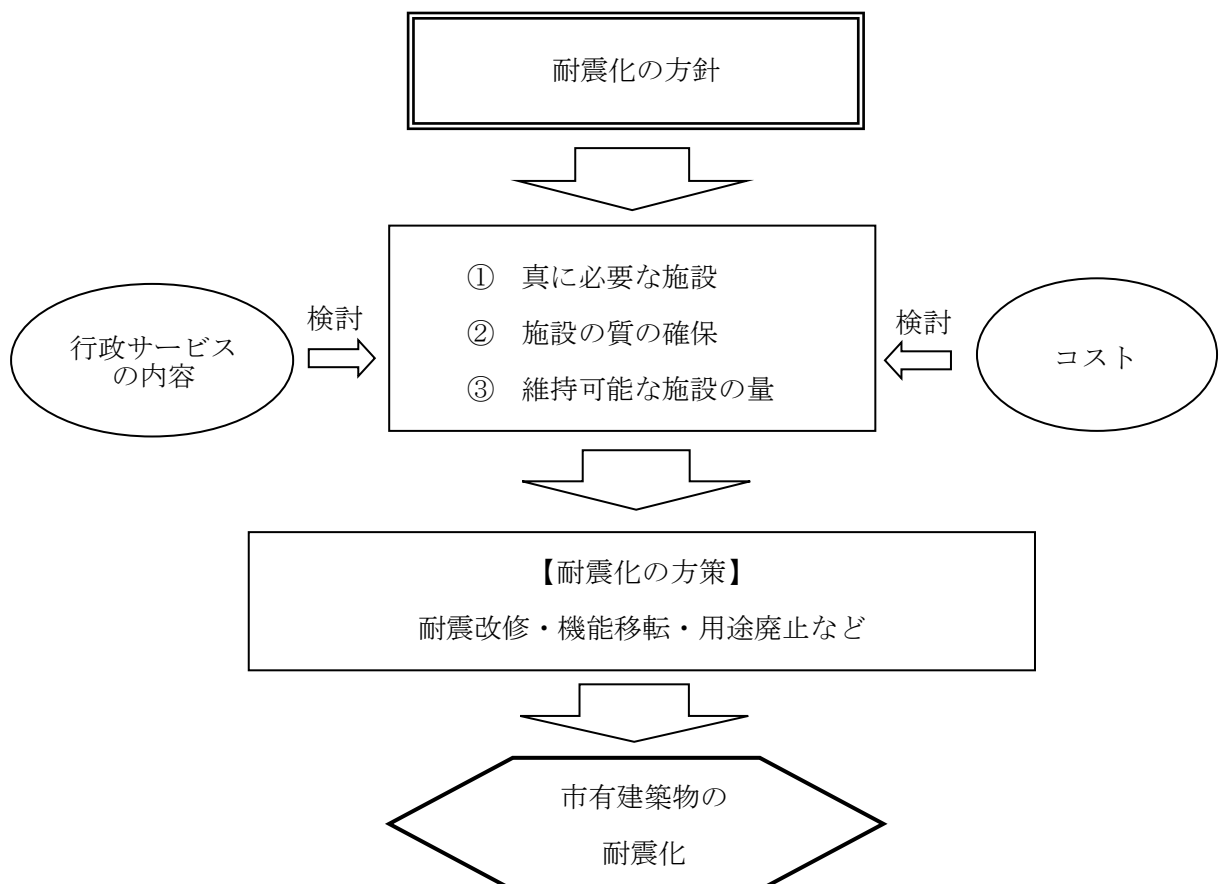
- 1 こども達が利用する施設を最優先とする
- 2 不特定多数が利用する施設を優先する
- 3 耐震化は、耐震改修、機能移転、用途廃止などの方策を総合的に検討する

2 耐震化の方策

耐震化の方策は、市全体としての公共施設の適正配置や財政面の検討を行い、総合的な観点から決定します。

このため、市民ニーズの調査や合意形成を図りながら、実施時期を含め、耐震改修・機能移転・用途廃止などの最適な方策を決定します。

具体的には、耐震化の方針に基づき、行政サービスの内容やコストの観点から、①真に必要な施設、②施設の質の確保、③維持可能な施設の量について検討を行い、耐震改修、機能移転、用途廃止などの方策を決定します。



【建築物の用途別の耐震化方策の検討】

計画的に耐震化を図る建築物の用途別の耐震化方策の検討の方向性は次のとおりとします。

○子ども達が利用する施設（保育所・児童館・子育て施設）： 4 棟

No.	施設名称	用途	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
1	第一保育所	保育所	1969、1971	539.79	木造2階
2	第四保育所	保育所	1978	369.33	木造1階
3	加須児童館	児童館	1979	410.36	鉄骨造2階
4	大利根 子育て支援センター	子育て施設	1978	793.69	鉄骨造1階

◆保育所（こども保育課）

第一保育所と第四保育所は令和9年度末に閉園し、統合した新保育所が令和10年度に開園する計画です。

◆児童館・子育て施設（子育て支援課、すくすく子育て相談室）

児童館・子育て施設については、ニーズや利用者の利便性を検証し、耐震性が低く老朽化した加須児童館は一部の機能移転を検討し、大利根子育て支援センターは移転または廃止を視野に検討します。

○不特定多数が利用する施設（集会場・体育施設）： 9棟

No.	施設名称	用途	建築年度	延床面積 (㎡)	構造
5	南篠崎 コミュニティセンター	集会場	1980	859.60	RC造2階
6	高柳 コミュニティセンター	集会場	1978	368.06	木造1階
7	志多見 コミュニティセンター	集会場	1980	276.77	鉄骨造2階
8	礼羽 コミュニティセンター	集会場	1978	431.30	鉄骨造2階
9	大越 コミュニティセンター	集会場	1975	400.95	鉄骨造2階
10	水深 コミュニティセンター	集会場	1980	438.50	鉄骨造2階
11	樋遣川 コミュニティセンター	集会場	1980	440.02	鉄骨造2階
12	大桑 コミュニティセンター	集会場	1979	425.20	鉄骨造2階
13	北川辺体育館	体育施設	1978	1,982.20	RC鉄骨2階

◆集会場（市民協働推進課、騎西地域振興課）

集会場については、ニーズや利用者の利便性、コミュニティセンターのあり方について検証を行い、集会場の質的な充実を図りながら、耐震性が不十分で老朽化したコミュニティセンター8施設について、統廃合を視野に効率的な修繕を検討します。

◆体育施設（スポーツ振興課）

体育施設については、令和8年3月策定の加須市スポーツ施設整備計画により、利用状況の推移、老朽化の状況をみながら、今後10年以内に既存屋外施設との複合化や機能移転を視野に検討します。

【耐震化の優先順位】 《参考例》

耐震化の優先順位は、耐震化の方針に基づき、こども達が利用する施設（保育所・児童館など）を最優先、不特定多数が利用する施設（集会場・体育施設など）を優先とし、市民ニーズの調査や合意形成を図りながら決定します。

このため、今後の検討の参考として、次表に優先順位の例を示します。

- ① こども達が終日利用する保育所
- ② その他のこども達が利用する施設
- ③ 不特定多数が利用する施設

※同種の施設は耐震診断によるIs値やIw値などの構造耐力の値が低いものを優先しました。

耐震化の優先順位 《参考例》

順位	区分	施設名称	用途	構造
1	こども達が終日利用する保育所	第一保育所	保育所	木造2階
2		第四保育所	保育所	木造1階
3	その他のこども達が利用する施設	加須児童館	児童館	鉄骨造2階
4		大利根子育て支援センター	子育て施設	鉄骨造1階
5	不特定多数が利用する施設	志多見コミュニティセンター	集会場	鉄骨造2階
6		北川辺体育館	体育施設	RC鉄骨2階
7		礼羽コミュニティセンター	集会場	鉄骨造2階
8		大越コミュニティセンター	集会場	鉄骨造2階
9		水深コミュニティセンター	集会場	鉄骨造2階
10		樋遣川コミュニティセンター	集会場	鉄骨造2階
11		大桑コミュニティセンター	集会場	鉄骨造2階
12		高柳コミュニティセンター	集会場	木造1階
13		南篠崎コミュニティセンター	集会場	RC造2階

3 耐震化の目標

市民ニーズの調査や合意形成を図りながら、可能な限り早期に耐震化を図ることとし、計画期間内の目標を次のとおりとします。

耐震化の目標（棟数）

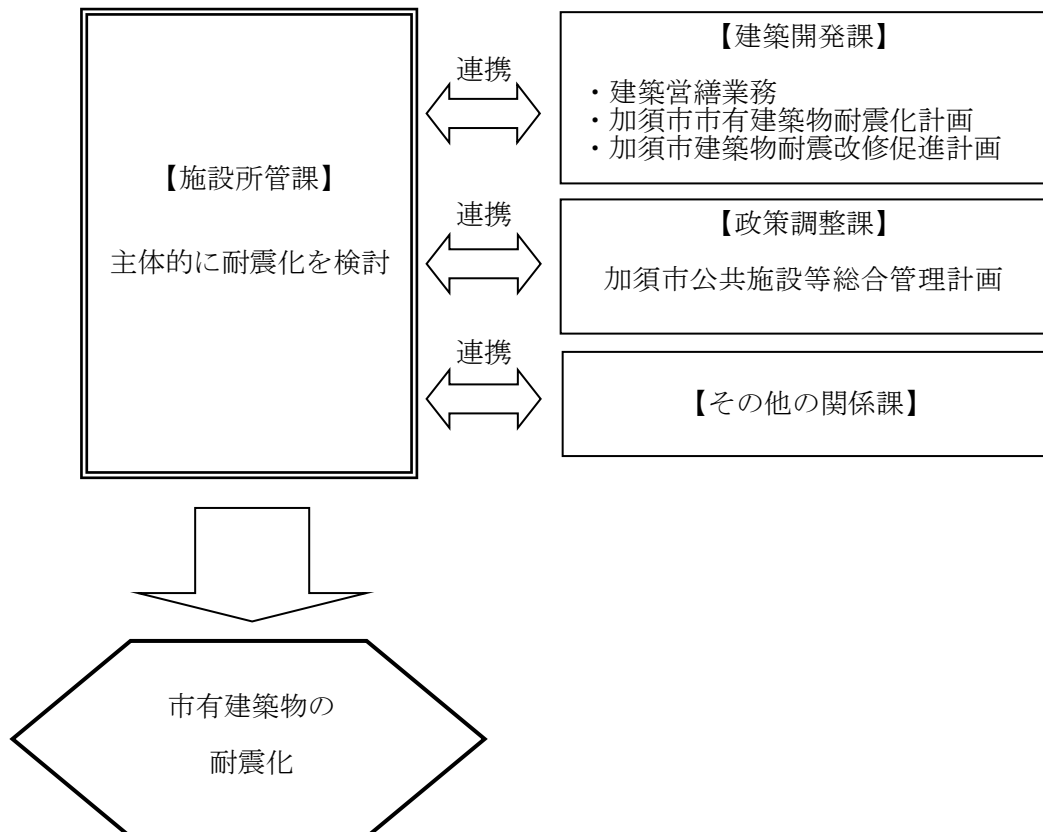
用途	耐震性不十分棟数	耐震化棟数 令和12年度
子ども達が利用する施設（保育所・児童館・子育て施設）	4	4
不特定多数が利用する施設（集会場・体育施設）	9	9
計	13	13

耐震化の目標（耐震化率）

耐震化済	耐震化未	計	耐震化率 令和12年度	直近の実績 令和7年度
167	13	180	100%	92.8%

4 耐震化の体制

市有建築物の耐震化は、行政サービスの目的や量を見定め、施設のあり方について所管課が主体的に検討を行い、関係課と連携しながら一体となって実施します。



加須市建築物耐震化計画

第1編 加須市建築物耐震改修促進計画

- 第1次計画（H22～H27） 平成22年 10月 策定
- 第2次計画（H28～H32） 平成28年 3月 策定
- 第3次計画（R3～R7） 令和3年 3月 策定
- 第4次計画（R8～R12） 令和8年 3月 策定

第2編 加須市市有建築物耐震化計画

- 第1次計画（R3～R7） 令和3年 3月 策定
- 第2次計画（R8～R12） 令和8年 3月 策定

発行 加須市

編集 都市整備部 建築開発課
